

議案第 21 号

鯖江市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

鯖江市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

近年の激甚災害に対応する職員の処遇改善のため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鯖江市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年鯖江市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 災害応急作業等手当

第7条を第8条とする。

第6条中「前3条」を「前4条」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(災害応急作業等手当)

第6条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 災害対策本部が設置された場合または災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条による救助が行われる場合において、災害の発生した現場もしくは発生するおそれがある現場で行う巡回監視またはこれらの現場における重大な災害が発生した箇所もしくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業もしくは当該応急作業のための災害状況の調査

(2) 前号に規定する作業に相当すると市長が認める作業

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

(1) 巡回監視 710円

(2) 応急作業等 1,080円

(3) 前項第2号の作業 1,080円を超えない範囲内において、市長が別に定める額

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に支給する第1項の手当の額は、従事した日1日につき、当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

(1) 第1項に規定する作業で夜間（日没時から日出時までの間をいう。）において行われたものに従事した場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項に規定する作業のうち市長が著しく危険であると認める作業または区域において従事した場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。